

南九州市告示第141号

南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年7月23日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付要綱（令和5年南九州市告示第166号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南九州市温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付要綱

第1条中「指定管理者に対し」を「指定管理者と公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による営業許可を受けている南九州市内の公衆浴場のうち、鹿児島県公衆浴場法施行条例（昭和44年鹿児島県条例第24号）第2条第1項に規定する一般公衆浴場（以下「一般公衆浴場」という。）を経営する法人又は個人事業主に対し」に、「南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金」を「南九州市温泉施設燃料価格高騰対策補助金」に改める。

第2条中「指定管理者」の次に「及び一般公衆浴場を経営する法人又は個人事業主とし、鹿児島県が実施する同様の補助金等の交付を受けていない者」を加える。

第3条第1項中「温泉センター」の次に「及び一般公衆浴場」を加え、同条第2項の表灯油の項中「15.0円」を「15.77円」に、同表A重油の項中「18.37円」を「25.19円」に改める。

第4条中「温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付申請書（第1号様式）」を「温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付申請書（第1号様式）」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 温泉施設燃料購入実績報告書（第2号様式）

第5条中「温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付決定兼確定通知書（第3号様式）」を「温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付決定兼確定通知書（第3号様式）」に改める。

第6条中「温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付請求書（第4

号様式)」を「温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付請求書（第４号様式）」に改める。

第１号様式中「温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付申請書」を「温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付申請書」に、「南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金」を「南九州市温泉施設燃料価格高騰対策補助金」に、「南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付要綱」を「南九州市温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付要綱」に、「温泉センター指定管理事業燃料購入実績報告書」を「温泉施設燃料購入実績報告書」に、「※対象となる温泉センター」を「※対象となる温泉施設」に、「温泉センター名」を「温泉施設名」に改める。

第２号様式中「温泉センター指定管理事業燃料購入実績報告書」を「温泉施設燃料購入実績報告書」に、「温泉センター名」を「温泉施設名」に改める。

第３号様式中「温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付決定兼確定通知書」を「温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付決定兼確定通知書」に、「南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金」を「南九州市温泉施設燃料価格高騰対策補助金」に、「南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付要綱」を「南九州市温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付要綱」に改める。

第４号様式中「温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金交付請求書」を「温泉施設燃料価格高騰対策補助金交付請求書」に、「南九州市温泉センター指定管理者燃料価格高騰対策補助金」を「南九州市温泉施設燃料価格高騰対策補助金」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。